

資 料 編

用 語 解 説

※用語の右にあるページ番号は、用語が記載されている最初のページを表しています。

○第2次甲斐市行政改革大綱 1 ページ

第1次甲斐市行政改革大綱に引き続き、平成22年度から平成27年度の6年間で今後、本市が取り組む行政改革の基本的な方針を定めた計画です。

○第1次甲斐市行政改革大綱 1 ページ

本市が合併後、最初に定めた行政改革の計画であり、計画期間を平成17年度から平成21年度までの5年間とし、平成19年2月に策定しました。

○地方分権 1 ページ

地方分権とは、国に集中している権限や財源を地方自治体（市町村や県）に移し、住民に身近な地方自治体が自らの選択と責任で物事を決定し、地域の特色を生かした地域づくりを進めることです。国では、平成7年に「地方分権推進法」を制定し地方分権を推進してきましたが、さらに一歩進めるべきとして、新たな法律の制定とそれに基づくさらなる地方分権推進を国に求め、その結果、平成18年12月に「地方分権改革推進法」が成立し、平成21年11月9日、地方分権改革推進委員会の第4次勧告が出されました。

○三位一体改革 1 ページ

小泉内閣が掲げた「聖域なき構造改革」の一環として、「骨太の方針2002」で決定されたもので、地方分権の理念に基づき、財政面での地方の権限と責任を大幅に拡大することにより自由度を高め、住民に身近なところで政策や税金の使途を決定し、住民の意向に沿った行財政運営を可能とするための改革です。

具体的には、「国庫補助金負担金の廃止及び縮減」、「税源の移譲」、「地方交付税の見直し」を一体的に進めることです。

○PDCAサイクル 2 ページ

施策・事業の実行に際し、「計画を立て（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）に基づいて改善（Action）を行う、」という工程を継続的に繰り返す仕組み（考え方）のことです。評価を次の計画に活かして施策・事業をより高いレベルにもっていくことで、民間企業では品質向上や効率化等の面で広く用いられてきました。

○税源移譲 3 ページ

三位一体の改革の一つであり、納税者（国民）が国へ納める税（国税）を減らし、都道府県や市町村に納める税（地方税）を増やすことで、国から地方へ税源を移すことであり、平成 18 年度税制改正において、国から地方へ 3 兆円の税源移譲が行われました。

○臨時財政対策債 3 ページ

国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する地方公共団体自らが地方債を発行させる制度。形式的には、その自治体が地方債を発行する形式をとるが、償還に要する費用は後年度の地方交付税で措置されるため、実質的には地方交付税の代替財源です。

○地方交付税 3 ページ

地方公共団体の税源の不均衡を調整することによって、地方税収入の少ない団体にも財源を保障し、どの地域においても一定の行政サービスを提供できるよう、国税 5 税（所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税）の一定割合の額を、国が地方公共団体に対して交付するもので、普通地方交付税と特別地方交付税があります。

○市税 3 ページ

本市の市税は、市民税、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、特別土地保有税、入湯税です。

○合併算定替適用額 4 ページ

合併後 10 か年度は、旧市町村ごとに算定した普通交付税の合算額が全額保障され、その後の 5 か年度は、段階的に増加額が縮減され、合併後の本来の交付税となる内容です。

○収納率 4 ページ

確定した納付されるべき額（調定額）のうち、実際に納付された額（収納済額）の割合。収納率の数字が高いほど、税の公平な負担が図られており、かつ安定した財政運営を行うことができる状態といえます。

○普通建設事業費 5 ページ

地方公共団体の経費の中で、道路、橋りょう、学校、庁舎等公共又は公用施設の新増設の建設事業に要する投資的な経費のことをいい、自治体が国、県から負担金や補

助金を受けて実施する「補助事業費」、自治体が補助金を受けずに、独自の経費で行う「単独事業費」からなります。

○人件費 5 ページ

正職員に支給される給料、職員手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、退職手当組合負担金）、共済費からなります。

○扶助費 5 ページ

社会保障制度の一環として、児童、老人、生活困窮者等に対し、その生活維持を図る目的で支出される経費です。

○公債費 5 ページ

地方公共団体が、地方債の発行の際に定められた条件により、毎年度必要とする元金の償還及び利子の支払いに必要とする経費です。

○公的資金補償金免除繰上償還 5 ページ

国は、地方財政の健全化に向けた支援策の一環として、平成 19 年度から平成 21 年度までの臨時特例措置を設け、地方公共団体を対象に、政府系金融機関から借り入れた公的資金の年利 5 % 以上の高金利地方債について、補償金（借金に係る将来の利息相当分）を免除するものです。

○経常収支比率 6 ページ

地方公共団体の財政構造の弾力性を判断するための指標で、地方税・普通交付税を中心とする毎年度経常的に収入される一般財源（経常一般財源）が、人件費・扶助費・公債費のように毎年度経常的に支出される経費（経常的経費）にどの程度充当されているかという、経常的経費に充当された一般財源額の経常一般財源総額に対する割合であり、この数値が高いほど、経常的に歳入される一般財源に余裕がないことを示しています。

$$\text{経常収支比率（\%）} = \frac{\text{経常経費充当一般財源}}{\text{経常一般財源総額} + \text{減税補てん債} + \text{臨時財政特例債}} \times 100$$

○義務的経費 6 ページ

地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に節減できない経費をいうが、きわめて硬直性の強い経費です。

歳出のうち人件費、扶助費、公債費が厳密な意味での義務的経費とされます。

○経常一般財源 6 ページ

毎年度連続して経常的に収入される財源のうち、その使途が特定されず自由に使用しうる収入をいいます。

○自主財源比率 6 ページ

自主財源とは、地方公共団体が自主的に収入しうる財源をいい、地方税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入がこれに該当します。これらの自主財源の歳入全体に占める割合を自主財源比率といいます。

○実質公債費比率 6 ページ

従来の起債制限比率に、一部事務組合の公債費への負担金や公営企業の元利償還金への一般会計からの繰出し等を加え、公債費相当部分を幅広く捉えるなど、一定の見直しを行った新たな指標です。

$$\text{実質公債比率（\%）} = \frac{(A + B) - (C + D)}{E - D} \times 100$$

A：当該年度の地方債の元利償還金

B：公営企業元利償還金への一般会計繰出金等公債費類似経費

C：元利償還金等の特定財源

D：普通交付税の基準財政需要額算入公債費

E：標準財政規模

○地方債協議制度 6 ページ

地方債の発行については、県知事の許可が必要とされていましたが、地方分権一括法の施行により、地方公共団体の自主性をより高める観点から許可制度は平成 17 年度をもって廃止され、平成 18 年度から協議制度に移行されました。

この協議制度の下では、地方公共団体は協議という手続きを経れば、県知事の同意がなくとも、地方債が発行できます。

○標準財政規模 6 ページ

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものです。

$$\text{標準財政規模} = (\text{基準財政収入額} - \text{地方譲与税} - \text{交通安全対策特別交付金}) \times 100 \div 75 + \text{地方譲与税} + \text{交通安全対策特別交付金} + \text{普通交付税}$$

○将来負担比率 6 ページ

地方債現在高に債務負担行為による翌年度以降支出予定額を加えて、積立金現在高を除いた額の標準財政規模に対する割合です。

$$\text{将来負担比率 (\%)} = \frac{\text{地方債現在高} + \text{債務負担行為支出予定額} - \text{積立金現在高}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

○財政力指数 6 ページ

地方公共団体の財政力を示す指標で、基準財政需要額に対する基準財政収入額の割合です。1に近いほど財源に余裕があるとされ、1を超える団体は普通交付税の不交付団体となります。

$$\text{財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}} \quad (\text{過去3か年平均})$$

○地方債現在高 6 ページ

地方債とは、地方公共団体が資金調達のために負担する債務であって、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。また、地方債を起こすことを起債といいます。

地方債現在高とは、これまで発行してきた地方債の累積額を表しており、これによって、地方公共団体が今どれくらい未返済の借金が残っているかが分かります。

○財政調整基金 8 ページ

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。

○減債基金 8 ページ

地方債の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金の総称をいいます。

○特定目的基金 8 ページ

各種事業などの特定の目的のために資金を積み立てるために設置される基金です。

○土地開発基金 8 ページ

公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することを目的として設置される基金です。

○甲斐市定員適正化計画 8 ページ

厳しさを増す市財政の現状を踏まえ、簡素で効率的な行財政運営を図り、合併によ

る行財政改革の効果を目指す必要があることから、定員の適正な管理を行うため甲斐市定員適正化計画を平成 17 年 5 月に策定。平成 17 年 4 月 1 日の職員数 489 人から平成 22 年 4 月 1 日には 450 人とする 39 人（8.0％）の純減を目指す内容です。

○ラスパイレス指数 ・ ・ ・ ・ ・ 9 ページ

地方公務員の給与額を、同等の職種、経歴に相当する国家公務員の給与額を 100 として比較した場合に算出される指数です。

○サブプライムローン ・ ・ ・ ・ ・ 10 ページ

サブプライムローンは、アメリカの金融機関が通常のローンと比べ金利は高めですが、比較的信用力の低い人に貸し出す住宅ローンを指します。

アメリカでは、2003 年後半以降の「住宅ブーム」により住宅価格の上昇が続き、サブプライムローンの借り手は、上昇分を担保にして金利の安いローンへの借り換えが可能でした。しかし、住宅価格の頭打ちでこれができなくなり、延滞や差し押さえが増え、その結果、不良債権化する傾向が強まりました。そして、2007 年 3 月、大手住宅ローン会社が経営難に陥ったのをきっかけに、連鎖株安が世界の主要市場を駆け巡りました。

○自己決定・自己責任 ・ ・ ・ ・ ・ 10 ページ

平成 12 年 4 月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の施行により、住民に身近な行政サービスの提供は、地方自治体が自らの判断と責任において、地域特性や住民意思を尊重しながら決定し、実施することをいいます。

○協働によるまちづくり ・ ・ ・ ・ ・ 10 ページ

近年、日本の地方自治の分野で、まちづくりの取り組みに不可欠なものとして考えられている概念。地域の課題解決に向けて、行政単独では解決できない問題がある場合、または市民だけでは解決できない問題などがある場合に、行政と市民等の各主体が、それぞれの立場や特性を尊重しあって、自覚と責任をもって相互に補完し、地域課題の解決のために協力・協調する関係をいいます。

○暫定税率 ・ ・ ・ ・ ・ 11 ページ

暫定税率は文字通り暫定的に決められた税率で、普通はガソリン税（揮発油税・地方道路税）などの「道路特定財源」のための目的税の「本来の税率に暫定的に上乗せされた」税率のことをいいます。

揮発油税、地方道路税、自動車取得税、自動車重量税、軽油引取税に暫定税率が課税されています。

○甲斐市行政改革推進本部 ・ ・ ・ ・ ・ 13 ページ

甲斐市行政改革大綱の策定及び実施を行うための機関であり、市長を本部長とし、本部員は副市長、教育長、部長、会計管理者、局長及び次長で組織されています。

○甲斐市行政改革推進委員会 ・ ・ ・ ・ ・ 13 ページ

簡素で効率的な行政運営の推進を図るため、甲斐市行政改革大綱の策定に関する基本的事項、その進捗状況に関する事項について協議を行う本市の機関で、学識経験者、各種団体の代表など 15 人以内の委員で組織されています。

○パブリックコメント（意見公募手続） ・ ・ ・ ・ ・ 13 ページ

重要な計画や政策立案において、素案の段階で市民に公表して意見を求め、意思決定に反映させる制度です。

一般的には、ホームページなどを通じて素案を公表し、一定の意見募集期間を設定し、市民から意見を募ります。

○行政評価 ・ ・ ・ ・ ・ 16 ページ

新たな時代に対応した行政運営を進めていく手段のひとつであり、戦略化した計画のもとに、政策・施策・事務事業のそれぞれにおいて、行政活動の結果、それが本来求めていた目的に対して、どれだけ成果が上がったのかを客観的に把握・評価し、その結果を次年度以降の行政活動に反映させていく仕組みです。

○電子自治体 ・ ・ ・ ・ ・ 16 ページ

I C T（情報通信技術）の活用とこれに併せた業務や制度の見直しにより、住民の利便性の向上、満足度の向上、行政運営の簡素化・効率化、信頼性や透明性の向上などを図ることを目的に、自治体で情報化施策を推進することをいいます。

○指定管理者制度 ・ ・ ・ ・ ・ 16 ページ

地方自治法の一部改正（平成 15 年 9 月施行）により、「公の施設」の管理運営について、従前は地方公共団体やその外郭団体に限定されていたが、民間事業者も含める団体等に委ねることを可能とした制度です。

民間の効果的・効率的な手法を活用することにより、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上や経費の削減などが期待できます。

○地方公共団体財政健全化法 ・ ・ ・ ・ ・ 16 ページ

地方公共団体の財政の健全化のために、健全性に関する比率を公表し、健全化の計画を策定する制度を定める法律であり平成 19 年 6 月制定。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標が一定基準を超える場合に、早期健全化団体及び財政再生団体に指定されます。

○地域コミュニティ・・・・・・17 ページ

地域住民が生活している場所でそれぞれ関わりながら住民相互の交流が行われている地域社会、あるいはそのような住民の集団を指します。コミュニティという総称には、市町村などの地方自治体、地域を越えて連携した非営利組織などの集団も含まれます。

○経営戦略・・・・・・18 ページ

経営目標を達成するための手段選択の枠組みをいいます。経営戦略は、経営目標と経営計画の中間に位置し、計画の策定と実施が目標実現に有効に機能するよう媒介し、経営目標→経営戦略→経営計画という体系になります。

○事業仕分け・・・・・・18 ページ

構想日本が平成14年から行っている行政の「事業仕分け」であり、平成20年7月現在で26の自治体で実施しています。そもそもその市の事業が必要かどうかを議論し、「必要」「不要」に分類し、必要な場合は「市が行う」「民間がやるべき」などに分類する事業仕分けを市民に公開し実施する内容です。

○行政経営システム・・・・・・18 ページ

厳しい行財政環境のなか、多様化する市民ニーズに応じていくため、①市民ニーズを起点に各所属の使命や目標を明らかにし、②事業実施を通じて施策や業務の達成状況を自ら評価し、③今後の事務事業の見直しや業務の改善に活用する、という一連の行政経営の仕組みを確立し、各所属が課題に的確に対応できる体制を構築することを目的とします。

○満足度調査・・・・・・18 ページ

市が取り組む事業、施策に対する個別の満足度・重要度等について行うアンケート調査。現状の行政サービスについて市民がどう感じているかを「事業・施策の成果指標」と捉え、今後の行政サービス改善の基礎資料として活用します。

○予算枠配分・・・・・・19 ページ

義務的経費以外の経常的経費について、一定のシーリングを設定した後で各部局に配分し、各部局の主体的判断により真に必要な経費に組替えを行う制度です。

○ワンストップ化 ・ ・ ・ ・ ・ 20 ページ

戸籍の届出、市税、国民健康保険税の証明や納付などいくつかの課を回って手続きを済ませていた仕組みを止め、一括して取り組むもので市民の視点に立った窓口業務の充実と便利で快適なサービスを提供し、市民に直結する身近な窓口を1か所にしたものでワンストップ窓口と称します。

○公的個人認証サービス ・ ・ ・ ・ ・ 21 ページ

インターネット上での本人確認に必要な電子証明書を住民基本台帳に記載されている者に対して安価に提供するためのサービス。電子証明書の発行が開始され、政府機関への各種届出・申請、納税、旅券申請、各地方公共団体への各種届出・申請など、利用可能な行政手続が順次追加されています。

○住民基本台帳ネットワークシステム ・ ・ ・ ・ ・ 21 ページ

市区町村の住民基本台帳の本人確認情報（氏名、生年月日、性別、住所、住民票コード等）のネットワーク化を図り、行政の効率化と住民サービスの向上を目的として構築されたシステムです。

○総合行政ネットワーク（L G W A N） ・ ・ ・ ・ ・ 21 ページ

L G W A Nは、Local Government Wide Area Network の略語で、地方公共団体を相互に接続する行政専用のネットワークをいう。地方公共団体の組織内ネットワークを相互に接続し、高度情報流通を可能とする通信ネットワークとして整備し、地方公共団体相互のコミュニケーションの円滑化、情報の共有による高度利用を図ることを目的としています。

○甲斐市情報セキュリティ対策基準 ・ ・ ・ ・ ・ 21 ページ

組織内の情報資産を、安全に保有・運用管理するための対策や規約を文書化したものであり、情報セキュリティを確保するための様々な取り組みについて包括的に規定された文書のことです。

○甲斐市指定管理者施設管理評価委員会 ・ ・ ・ ・ ・ 21 ページ

指定管理者が管理を行う本市の公の施設の適正な管理を確保するため、施設の管理状況等の評価を行うことを目的に設置する機関です。

○甲斐市市税等収納対策本部 ・ ・ ・ ・ ・ 21 ページ

市税等（市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・公共下水道使用料・下水道受益者負担金・市営住宅家賃・水道料金・保育費用・学校給食費）の

収納率向上を図ることにより、市民の納税等に対する負担の公平性を堅持し、自主財源を確保するため、市長を本部長とする対策本部を平成 18 年 12 月に設置しました。

○タイヤロック ・ ・ ・ ・ ・ 21 ページ

自動車、オートバイを所有している、市税や国民健康保険税の滞納者に対し差押予告書を発し、その後も納税されない場合は、タイヤロック（車輪止め）を使って自動車等の差押えを行います。

○無駄撲滅への取り組み ・ ・ ・ ・ ・ 22 ページ

職員から出された「無駄撲滅への提言」により、担当業務による取り組み及び全庁的な取り組みにより、無駄を排除する職員意識の高揚を図ります。

○新地方公会計制度 ・ ・ ・ ・ ・ 22 ページ

平成 18 年 6 月に成立した「行政改革推進法」を契機に、地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」が位置付けられ、地方公共団体は、総務省の「新地方公会計制度研究会」が示した「標準モデル」又は「総務省方式改訂モデル」に沿った発生主義・複式簿記の考え方を導入し、地方公共団体及び関連団体（一部事務組合等）の連結ベースでの 4 つの財務諸表（貸借対照表・行政コスト計算書・資金収支計算書・純資産変動計算書）を整備することとされました。

○貸借対照表 ・ ・ ・ ・ ・ 22 ページ

年度末において、市が住民サービスを提供するために保有している資産（土地、建物、現金等）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）で賄っているかを総括的に表したものです。また、資産合計額と負債・純資産合計額が一致し、左右がバランスしている表であることからバランスシートとも呼ばれています。

○行政コスト計算書 ・ ・ ・ ・ ・ 22 ページ

市の 1 年間の行政活動のうち人的サービスや給付サービスなどといった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、その行政サービスの直接の対価として得られた財源（使用料・手数料、分担金・負担金・寄附金）を対比させた計算書です。

○資金収支計算書 ・ ・ ・ ・ ・ 22 ページ

歳計現金（＝資金）の出入りの情報を性質の異なる「経常収支の部」、「公共資産整備収支の部」及び「投資・財務的収支の部」の 3 つの区分に分けて表示した財務書類です。「経常収支の部」は、日常の行政活動による資金収支の状況、「公共資産整備収支の部」は、公共事業等に伴う資金の使途とその財源の状況、「投資・財務的収支の

部」は、出資・貸付・市債の償還などの支出とその財源の状況を表示しています。

○純資産変動計算書 22 ページ

貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目の数値が1年間でどのように変動したかを表している計算書です。貸借対照表にも表記してあるように、純資産は現在までの世代が負担してきた部分ですので、1年間で今までの世代が負担してきた部分の増減を把握することができます。

○プロジェクトチーム 22 ページ

専門家による作業集団をいいます。管理活動の対象となる事業（いわゆる企画）をプロジェクトというが、経営における管理活動の対象は、通常長期にわたって繰り返される業務であるの対し、プロジェクトは一定期間内において完成させるべきものであります。

○ワーキンググループ 22 ページ

特定の問題の調査や計画の推進のために設けられた部会で作業部会、作業班のことをいいます。

○甲斐市人材育成基本方針 23 ページ

職員の必要な心構えや必要な能力の一層の向上、職務専門能力の養成、地方公務員としての基本的な心構えや公務員倫理を学ぶことを目的とし、長期的・総合的な観点で職員の能力開発を効果的に推進するために平成18年10月策定しました。

○人事評価制度 23 ページ

職員の能力や意識・行動、目標管理による実績などを評価することにより人材育成や人事配置、給与への反映など評価結果の多様な活用を図り、組織の活性化を目指す制度です。

○自治基本条例 23 ページ

地域課題への対応やまちづくりを誰がどんな役割を担い、どのような方法で決めていくのかを文章化したもので、自治体の仕組みの基本ルールを定めた条例です。

情報の共有や市民参加・協働などの自治の基本原則、自治を担う市民、首長・行政等のそれぞれの役割と責任、情報公開、計画・審議会等への市民参加などの自治を推進する制度です。

○市民提案制度 ・ ・ ・ ・ ・ 23 ページ

本市では、まちづくりの主役である市民の声を十分に反映し、一人ひとりの立場と視点に立ったまちづくりを進めていきます。市民と行政との協働推進を図るため、新たな協働事業の提案を受ける制度です。

○ワークショップ ・ ・ ・ ・ ・ 24 ページ

まちづくり、コミュニティづくりの場合には、さまざまな立場の参加者がともに調査活動、課題の設定、提案の作成、実現のための仕組みの検討など、協同作業を行う活動のことを指します。参加者が自由に多くの意見を出し合いながら、合意形成へ到達するための話し合いの方法です。

○タウンミーティング ・ ・ ・ ・ ・ 24 ページ

行政と市民による意見交換を目的として開催される対話集会のこと。タウンミーティングを行うことにより、事業や政策について行政側から一方的に説明されるのではなく、市民の声を聞き市政に反映させ、また、行政の施策を直接市民に伝え、意見交換をすることが可能となります。

○NPO（非営利組織） ・ ・ ・ ・ ・ 24 ページ

Non Profit Organization の略語であり、行政や企業から独立して、社会貢献や公益的活動を行う組織である。法人格の取得に際して、都道府県知事等の認証が必要。正式な組織（規約、定款等を備えている）であること、民間組織であること、利益の分配をしないこと、理事会等の意思決定機関を持つこと、自発的であることなどが求められます。

○甲斐市環境基本計画 ・ ・ ・ ・ ・ 24 ページ

本市の環境に配慮した行政を展開していくうえで最も基本となる計画であり、平成 24 年度の策定を目指します。

○甲斐市地球温暖化対策実行計画 ・ ・ ・ ・ ・ 24 ページ

市が地球温暖化防止をはじめとした環境に配慮した行動を率先して実行することにより、自らが環境に与える負担を軽減するとともに、市民・事業者の模範となり、地球温暖化の防止に向けての取り組みを促進することを目的にした計画で、平成 21 年 3 月策定しました。

○災害時要援護者支援対策 ・ ・ ・ ・ ・ 24 ページ

台風や地震災害に際し、行動等に大きなハンディキャップを有している身体等に障

害を持つ者や高齢者などの災害時要援護者に対する安全確保のための具体的な支援対策のことです。

○アウトソーシング 24 ページ

外部資産活用と訳され、行政や企業の業務のうち専門的なものについて、それをより得意とする外部の企業等に委託することです。

○指名競争入札 33 ページ

競争入札の手法の一つであり、一定の条件を満たす希望者をすべて入札に参加させる一般競争入札と異なり、特定の条件により発注者側が指名した者同士で競争に付して契約者を決める方式です。

○一般競争入札 33 ページ

競争入札のうち入札情報を公告して参加申込を募り、希望者同士で競争に付して契約者を決める方式です。

○総合評価落札方式 33 ページ

従来の価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格と価格以外の要素（例えば品質を高めるための新しい技術や施工実績等）を総合的に評価する落札方式であり、入札者が示す価格と技術提案等の両方を評価し、落札者を決定する落札方式です。

○事後審査型条件付き一般競争入札 33 ページ

入札参加者の負担軽減と入札契約事務の効率化を目的に行う入札方式であり、従来の一般競争入札では、資格審査を入札執行前に行っていましたが、事後審査型条件付き一般競争入札では、資格審査を入札執行後に落札候補者に対してのみ行います。

○路線価方式 33 ページ

土地の課税価格を算出する評価方法の一つで、主として市街地的形態を形成する地域にある宅地を、その面する路線ごとに付された平方メートル当たりの路線価格に面積を乗じて計算した金額により評価する方式であります。

○市民税（普通徴収） 34 ページ

個人の市民税の納税通知書を発送し、年間4回の納期（第1期6月1日から同月30日まで、第2期8月1日から同月31日まで、第3期10月1日から同月31日まで、第4期翌年1月1日から同月31日まで）で徴収する方法。

○後期高齢者医療保険料 49 ページ

老人医療費が増大するなか、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平で分かりやすい制度とするため、平成 20 年 4 月から 75 歳以上（一定の障害のある方は 65 歳以上）の方を対象にした新しい医療保険制度として後期高齢者医療制度が始まりました。新しい制度では、被保険者一人ひとりに保険料を納めていただくことになります。

○リーディングプロジェクト 51 ページ

第 1 次甲斐市総合計画において、地域を経営するという観点に基づき戦略的な地域づくりを進めることを掲げています。そのためには、通常の事務・事業や施策の垣根を超えた横断的なプロジェクトを組成し、一つのまとまりある事業として推進していくことが効果的です。この趣旨に基づき、「望ましい将来像の実現を先導する横断的な事務・事業のまとまり」をリーディングプロジェクトとして位置づけています。

○能力評価 52 ページ

管理職、監督職、一般職ごとにどのような能力が求められているのかを明確にし、評価します。評価項目として知識・技術、自己表現力、状況判断力、創意工夫力、企画提案力、説明調整力、指導育成力・リーダーシップ、法制執務能力、決断力、政策形成力、評価能力があります。評価結果は、昇任、昇格の際の判断材料とします。

○勤務態度評価 52 ページ

官民、職階の上下を問わず組織人として持つべき要件を網羅したものであり、評価項目として規律性・公務員倫理、責任感、チームワーク、積極性、住民対応があります。

○業績評価 52 ページ

「目標による管理」手法を踏まえ、職務目標に対する達成度を評価するものです。目標及び難易度の設定は、職員が組織目標を明確に意識し、自主的に業務遂行に取り組むことを促すため、期首において被評価者の自己申告に基づき評価者との面談によって行います。

○第 2 次甲斐ヒューマンプラン 55 ページ

甲斐市の男女共同参画を推進するための基本計画であり、計画期間を 6 年間（平成 22 年度～平成 27 年度）とし、「男女が共に支えあう生活快適都市をめざして」を総合目標に掲げています。

○甲斐市男女共同参画推進条例・男女共同参画社会　．．．．．55 ページ

男女共同参画社会とは、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。甲斐市では、男女共同参画社会を実現することを目的に、平成 21 年度に「甲斐市男女共同参画推進条例」を制定しました。

○バイオディーゼル燃料　．．．．．60 ページ

バイオディーゼルは植物含有油脂を原料として、ディーゼルエンジンを稼働させる燃料（軽油・重油）の代替液体燃料のことです。化石燃料の軽油をバイオディーゼルという燃料で代替することにより二酸化炭素排出量の削減と軽油の消費量の低減が図られます。

○特定健康診査・特定保健指導　．．．．．60 ページ

医療制度改革に伴い、平成 20 年 4 月から国民健康保険や健康保険組合などすべての医療保険者において「特定健康診査・特定保健指導」いわゆる「メタボ健診」の実施が義務づけられました。40 歳から 74 歳までの医療保険加入者を対象とし、生活習慣病の早期発見のため、メタボリックシンドロームに関する検査が追加され、生活習慣病予備軍に対して指導・治療が求められることになります。

○甲斐市耐震改修促進計画　．．．．．62 ページ

市内の建築物の耐震診断及び耐震改修を促進することにより、建築物の地震に対する安全性の向上を図り、今後予想される地震災害に対して市民の生命、財産を守ることが目的として平成 21 年度に策定しました。

○下水道受益者負担金　．．．．．64 ページ

公共下水道に係る都市計画下水道に要する費用の一部に充てるため、公共下水道の排水区域内に存する土地の所有者に対し、1 ㎡当たり 310 円の受益者負担金を賦課及び徴収するものです。

○水道有収率　．．．．．65 ページ

年間の配水量に対する有収水量の割合を示すもので、施設の稼働状況がそのまま収益につながっているかどうかを確認できるものです。

$$\text{水道有収率（\%）} = \frac{\text{有収水量（1年間、家庭等で使って収益となる水量）}}{\text{年間総配水量（1年間、配水場から配水した水量）}} \times 100$$

甲斐企 第11-48号
平成21年11月30日

甲斐市行政改革推進委員会
会長 神 田 睦 興 様

甲斐市長 保 坂 武

第2次甲斐市行政改革大綱及び実施計画について（諮問）

本市におきましては、平成19年2月に第1次甲斐市行政改革大綱を策定し、これに基づき実施計画を定めるなど、積極的に行政改革の推進に努めてきたところであります。

昨今、国及び地方の行財政を取り巻く環境は、極めて厳しい状況にあり、三位一体改革の推進、分権型社会システムへの転換、地方公共団体の果たすべき役割の見直しなどが求められ、行政改革の推進状況についても、住民の厳しい視線が向けられているところであります。

また、新政権のもと行政刷新会議による事業仕分けにより、国の果たすべき役割の見直しなどが進められています。

このような状況下、本市におきましても、住民福祉の増進を図り、また複雑多様化かつ高度化する住民ニーズに応えていくためには、新しい視点に立って不断の行政改革に邁進する必要があります。

つきましては、第1次行政改革大綱の検証と見直しを行い、本市が新しい時代に即応し自立した自治体として行政運営に取り組んでいくための指針となる第2次行政改革大綱及び実施計画の策定並びに、本市における行政改革の推進の方策について、甲斐市行政改革推進委員会条例第2条の規定に基づき、貴委員会の意見を賜りたく諮問いたします。

平成 22 年 1 月 29 日

甲斐市長 保 坂 武 様

甲斐市行政改革推進委員会
会 長 神 田 睦 興

第 2 次甲斐市行政改革大綱及び実施計画について（答申）

甲斐市行政改革推進委員会は、平成 21 年 11 月 30 日に甲斐市長から第 2 次甲斐市行政改革大綱及び実施計画（案）の諮問を受け、今後の甲斐市が行うべき行政改革について 4 回にわたり審議を行ってきました。

平成 19 年 2 月に策定した第 1 次甲斐市行政改革大綱では、職員削減や事務事業の見直し、指定管理者制度の導入など行政全般の改革を実施し、一定の成果が得られましたが、今後も、国、地方を通じて厳しい財政状況が続く中、少子高齢化の進展や環境問題など直面する諸問題に早急に取り組んで行かなければなりません。

このため簡素で効率的・効果的な行政運営の確立や行政サービスの向上を図り、真に市民の期待に応えることができる自立した自治体を目指し、甲斐市の最重要課題として全職員の共通認識のもと行政改革に取り組むことが必要です。

今回、諮問された「第 2 次甲斐市行政改革大綱及び実施計画（案）」は、行政改革を進める 6 つの重点項目について別紙のとおり本委員会の附帯意見として提起しますので、今後当局において十分検討されることを要望し、原案のとおり答申します。

なお、行政改革大綱に基づき作成された実施計画については、国内外の社会経済情勢の日々変化により、不断の見直しが必要なことから、その実施内容や目標、新しい課題の対応も含めて今後も引き続き本委員会において協議していく考えであります。

意見・要望

1 自治体運営から新しい自治体経営の推進について

市で行っている事務事業については、行政評価（事務事業評価）の活用により、その効果や効率性について検証を行い、目的が達成されたものや、行政が行う意識が薄れたもの、民間委託を行うことで住民サービスの向上が期待されるもの等の事業仕分けを行い、手法の変更や再編・廃止・整理・統合も含めて見直しを行うこと。その結果については広く市民に公表し、説明責任を果たすこと。

2 行政サービスの見直しについて

常に市民の目線、納税者の目線に立ち、現在、市が担っている行政サービスについて、市民サービスの向上、財政の健全化、行政のスリム化等の観点から、今後とも市が担うべき業務であるかどうかの事業仕分けを行い、民間委託等が効果的であると判断される事務事業については、積極的に民間活力を導入すること。

また、行政活動の質の向上と市民参画型行政の推進による市民満足度の向上を基本理念とする行政経営システムの構築に早急に努めること。

3 健全な財政運営の確保について

地方交付税の減少が見込まれるなかで甲斐市の財政運営は、一段と厳しさを増し、財政の健全化が行政改革を進めるうえで重要な課題の一つであると考えます。

今後は歳入・歳出両面から徹底した改革を行うとともに、公平性の観点からも市税や使用料等の更なる徴収率の向上を望む。また、新たな財源の確保についても積極的に取り組むこと。

市税、また、補助金及び扶助費等については、その費用対効果等を十分に精査し、真に必要性のあるものについては積極的に支援を行うとともに、終期の設定や行政評価による不断の見直しを行うこと。

4 組織の強化と職員の意識改革について

これからの自治体の組織は、簡素で効率的なものであるとともに、社会状況の変化に適応しながら、適切な行政サービスが提供できるよう柔軟性を持つ必要がある。

また、必要に応じて既存の組織のスリム化や思い切った組織改革を行うべきであるが、竜王庁舎への本庁舎機能の集約が平成 23 年度からスタートすることにより、敷島・双葉支所における行政サービスの低下を招くことのないよう、組織体制に十分な配慮を行うこと。

今年度策定された第 2 次甲斐市定員適正化計画の平成 28 年 4 月 1 日の職員数値目標は、平成 22 年 4 月 1 日職員数と同じ 450 人を維持する内容となっている。

先の定員適正化計画で 39 人削減し、試算職員数や類似団体と比較した場合、甲斐市は少ない職員数と判断できるが、民間企業では昨今の厳しい社会経済情勢により、一段と人員整理を余儀なくされ少数精鋭で取り組んでいる状況下にある。

このことを踏まえ、甲斐市では最初から職員 450 人ありきでなく、人事評価制度を活用しながら貴重な人材を活かし、最小の職員数で最大の効果をあげることに より 450 人を下回る職員数になることを期待する。

また、正規職員が減少している反面、臨時職員等については増加している現状を考慮し、今後は臨時職員等についても業務の見直しを行うことにより、真に必要とされる部署のみの配置に努めること。

5 市民と行政との協働によるまちづくり

まちづくりは、市民と行政が対等の立場に立って協働で取り組むべきものである。今後は、行政主体のまちづくりを見直し、市民・行政ともに既存の役割分担にとらわれることなく、新たな役割・責務を果たすことにより、甲斐市のあるべき姿の創造に努めること。

これらを推進するにあたっては、あらゆる市民が自主性・自立性を持ってまちづくりに参画できるよう行政情報を分かりやすく提供するとともに、参画機会の拡大や体制整備を行い、協働によるまちづくりを積極的に進めること。

6 公営企業の健全化について

水道事業、下水道事業の公営企業については、経営の効率化を図るため、現在の業務内容や運営形態等について見直しを行うとともに、現行の民間委託事業を検証し、引き続き民間活力の導入について検討すること。

また、使用料や受益者負担金の収納率の一層の向上に努めるとともに、その経営状況等については、積極的な情報公開に努めること。

最後に、第 2 次甲斐市行政改革大綱及び実施計画を実効性のあるものとするためには、確固たる推進体制を整え、積極的な改革に取り組む必要がある。

今後は、甲斐市行政改革推進本部を中心に、職員一人ひとりが改革の必要性和、改革におけるそれぞれの役割を十分に認識し、市民志向、成果志向の意識を常に持って改革にあたっていただきたい。

第2次甲斐市行政改革大綱・実施計画の策定経緯

- 平成 21 年 2 月 27 日 【行政改革推進本部会議】 行政改革大綱・実施計画策定要領決定
- 3 月 9 日 【課長会議】 行政改革大綱・実施計画策定要領報告
- 3 月 17 日 各所属に取り組み項目調査依頼
～4 月 30 日
- 6 月 16 日 所属ごと実施計画(案)ヒアリング
～22 日
- 7 月 22 日 【第2回行政改革推進委員会】 行政改革大綱・実施計画策定要領報告
- 10 月 14 日 各所属に取り組み項目確認依頼
～22 日
- 10 月 28 日 【行政改革推進本部会議】 行政改革大綱(案)、実施計画取り組み項目(案)
について審議
- 10 月 30 日 各所属に取り組み項目の最終確認依頼
～11 月 12 日
- 11 月 13 日 【課長会議】 取り組み項目の報告
- 11 月 20 日 【行政改革推進本部会議】 行政改革大綱(案)、実施計画取り組み項目(案)
について審議
- 11 月 30 日 【第3回行政改革推進委員会】 行政改革大綱・実施計画(案)を諮問、審議
- 12 月 17 日 【第4回行政改革推進委員会】 実施計画(案)審議
- 12 月 17 日 【課長会議】 行政改革大綱・実施計画(案)諮問内容報告
- 平成 22 年 1 月 4 日 パブリックコメント募集
～25 日
- 1 月 14 日 【市議会総務教育常任委員会】 行政改革大綱・実施計画(案)を報告
- 1 月 15 日 【第5回行政改革推進委員会】 実施計画(案)審議
- 1 月 22 日 【第6回行政改革推進委員会】 実施計画(案)、答申(案)審議
- 1 月 29 日 行政改革大綱・実施計画を市長へ答申
- 2 月 8 日 【行政改革推進本部会議】 行政改革大綱・実施計画を決定
- 2 月 15 日 【課長会議】 行政改革大綱・実施計画を報告
- 2 月 18 日 【市議会全員協議会】 行政改革大綱・実施計画を報告
- 4 月 1 日 行政改革大綱・実施計画を公表

甲斐市行政改革推進委員会条例

平成16年9月1日

条例第7号

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、甲斐市行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、甲斐市の行政改革の推進に関する事項を調査し、及び審議する。

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長若干人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により選任する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ会長が定める順位に従い、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成16年9月1日から施行する。

甲斐市行政改革推進委員名簿

平成 22 年 3 月現在

	選出区分	氏 名	正副会長	備 考
1	識見を有する者 (議会代表)	猪 股 尚 彦		市議会議長
2		小宮山 長 庚		市議会総務教育常任委員長
3		今 村 正 城		市議会総務教育常任委員
4	識見を有する者 (市民代表)	天 野 七 郎		前総合計画審議会委員 自治会連合会長
5		山 口 正 智		自治会連合会副会長
6		渡 邊 利 昭		自治会連合会副会長
7		神 田 睦 興	会 長	前総合計画審議会委員
8		三 井 新 一	副会長	前総合計画審議会委員
9		小 林 春 男		税理士
10		米 山 和 子		公平委員
11		渡 邊 明 子		民生委員児童員協議会長
12		深 澤 慶 子		市民相談員 人権擁護委員
13		飯 室 五十鈴	副会長	前行政改革推進委員
14		飯 室 久美恵		保護司

甲斐市行政改革推進本部設置要綱

平成16年9月1日

訓令第1号

(設置)

第1条 行政改革の推進を図るため、甲斐市行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行政改革大綱の策定及び実施に関すること。
- (2) その他行政改革に係る重要事項に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長とし、本部員は、副市長、教育長、部長、会計管理者、議会事務局長、水道局長、教育次長及び支所長(職務の級が7級にある者)とする。

(本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する本部員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成16年9月1日から施行する。

附 則(平成19年3月28日訓令第9号)抄

(施行期日)

1 この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月27日訓令第3号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

甲斐市行政改革推進本部員名簿

平成 22 年 3 月現在

区 分	職 名	氏 名
本 部 長	市 長	保 坂 武
本 部 員	副市長	鶴 田 陽 一
	教育長	上 野 博 文
	企画部長	小田切 義 夫
	総務部長	小 澤 久 生
	市民部長	飯 室 老 男
	環境経済部長	中 込 崇 博
	福祉保健部長	河 野 文 彦
	都市建設部長	海 野 政 文
	会計管理者	藤 田 廣 子
	議会事務局長	武 井 泉
	水道局長	雨 宮 行比古
	教育次長	三 井 讓

(平成 22 年度～平成 27 年度)

発行 平成22年3月

編 集 甲斐市企画部企画課

〒400-0192 山梨県甲斐市篠原 2610 番地

TEL 055-276-2111 (代表)

FAX 055-276-7215

ホームページ <http://www.city.kai.yamanashi.jp>

E-mail kikaku-kikaku@city.kai.lg.jp

[illegible]